

経営管理権集積計画策定までの事務

林野庁 森林利用課 森林集積推進室

令和6年4月

目次

1. 集積計画策定の流れ
2. 集積計画の記載内容
3. 集積計画の記載例
4. 集積計画の公告・縦覧

1. 集積計画策定の流れ

集積計画案の作成(森林所有者ごとに作成する必要)

- 市町村森林整備計画の位置づけ、法制限の有無等の確認(法第4条第4項)
(標準的な施業の実施時期、推進すべき施業の区域、造林の対象樹種、保安林の指定有無 など)
- 市町村の考え(何年預かるか、市町村自ら管理か、林業経営者に再委託か など)
- 森林所有者の意向(主伐を望むか、間伐を望むか、何年預けたいのか など)

同意取得(法第4条第5項)

- 森林所有者の同意(確認書、集積計画への押印)
- 関係権利者の同意(集積計画への押印)

確認書等で同意を得ていることが確認できれば、集積計画の押印は省略可能です。

境界の明確化(合意形成)も併せて実施

集積計画の公告・縦覧(法第7条、規則第5条)

- インターネット等を活用し、集積計画を公告・縦覧
- 森林所有者に写しの送付

公告しなければ権利が設定されませんので、忘れずに!

2. 集積計画の記載内容

集積計画の記載事項 (法第4条、規則第2条)

- 森林の所在、地番、地目、面積
 - 森林所有者の氏名又は名称、住所
 - 経営管理権の始期、**存続期間**
 - **経営管理の内容**
 - 金銭の算定方法、支払時期、相手方、方法
 - 経営管理権に係る法律関係
- 個別事項
→ 別添
→ 共通事項

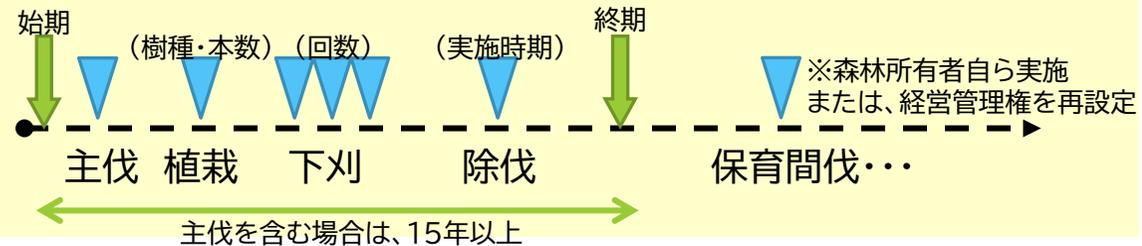
存続期間の考え方

- 上限・下限はない(特例措置の場合は50年が上限)
- 経営管理の内容に主伐が含まれる場合は、再造林後の成林に一定の目途がつくよう、**15年以上**とすることが望ましい
- 森林経営計画の策定を考える場合は、**5年以上**とする(事務に要する期間などを加え、6年とするなど余裕をみること)

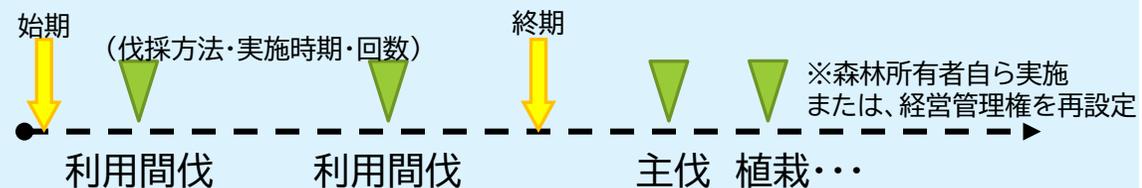
経営管理の内容

- 具体的な施業内容を記載
- 実施権を設定する場合にあっては、施業種など実施すべき行為のみを記載し、**具体的内容を配分計画で定めるとすることも可**
- 主伐を含む場合は、**植栽による確実な造林を確保する旨を記載すること**

例1) 主伐から除伐まで経営管理権を設定



例2) 複数回の利用間伐について経営管理権を設定



2. 集積計画の記載内容

集積計画の記載事項（法第4条、規則第2条）

- 森林の所在、地番、地目、面積
 - 森林所有者の氏名又は名称、住所
 - 経営管理権の始期、存続期間
 - 経営管理の内容
 - 金銭の算定方法、支払時期、相手方、方法
 - 経営管理権に係る法律関係
- 個別事項
- 別添
- 共通事項

記載事項	「森林所有者に支払われるべき金銭の算定方法」の記載例
ア 経営管理実施権に基づき林業経営者が伐採等を行う場合の算定方法	木材の販売収益から伐採等に要する経費を差し引くこととする。 「木材の販売収益」は、林業経営者が経営管理実施権配分計画作成時に提出する見積額を元に市町村が算定した額とする。 「伐採等に要する経費」は、 ① 間伐、造林及び保育に係る経費については、都道府県が決定している森林整備事業に係る標準単価を基に林業経営者が経営管理実施権配分計画作成時に提出した見積額 ② 主伐に係る経費については、林業経営者が経営管理実施権配分計画作成時に提出した見積額とする。
イ 経営管理権に基づき市町村が市町村森林経営管理事業を行う場合の算定方法	間伐に要する経費は、市町村が負担し、木材の販売収益が得られた場合には、本経費に充当する。なお、森林環境譲与税等を活用して全額公費負担で間伐を実施する場合には森林所有者に利益を還元しない。

■ 算定方法のイメージ

(間伐の場合)			算定例	配分先
A 木材販売による収益	伐採等に要する経費	B 立木の伐採及び木材販売に係る経費	都道府県が定める森林整備事業標準単価を基にした見積額 〔林業経営者の利益を含む〕	林業経営者
		C 森林所有者に支払われるべき金銭の額	AからBを差し引いた額	森林所有者
(主伐の場合)			算定例	配分先
A 木材販売による収益	伐採等に要する経費	B-1 立木の伐採及び木材販売に係る経費	林業経営者から提示される見積額 〔林業経営者の利益を含む〕	林業経営者
		B-2 伐採後の造林及び保育に係る経費	都道府県が定める森林整備事業標準単価を基にした見積額	
	C 森林所有者に支払われるべき金銭の額	AからBの合計を差し引いた額	森林所有者	

3. 集積計画の記載例①(1. 個別事項)

集1,2,3...は一例
整理しやすいよう工夫

経営管理権集積計画(記載例)

【参考3-5】集積計画作成に関するQ&Aを参照

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) ●●市		No.1,2,3	経営管理の内容に主 きめる場合は15年を 超える期間とする。		(所在地) ●●県●●市●●●						
	経営管理権を設定する森林 の森林所有者(甲)		(氏名又は名称) ●●、▲▲、■			(住所又は所在地) ●●県●●市●●●、▲▲県▲▲市▲▲								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営管理 の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	●●市●●	123	12	16	山林		スギ	65	2019.4.1	20年 (2039.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	123	12	17	山林	1.60	スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
3	同上	123	12	18	山林		スギ	30	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上	
4	同上	124	12	19	山林		ヒノキ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
5	同上	124	12	20	山林	2.55	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
6	同上	125	12	21	山林	0.62	スギ	41	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上	
7	●●市▲▲	210	24	1	山林		スギ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上	
8	同上	210	24	2	山林	1.19	ヒノキ	50	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上	
9	同上	212	24	3	山林	0.97	スギ	25	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上	
10														

林地台帳、森林簿から転記
(実測値等は括弧書き)

森林所有者と協議して決定

3. 集積計画の記載例③(2. 共通事項)

■ 基本的な法律事項を記載しており、各市町村で記載を工夫いただいても構いません。部分修正の場合は、番号ズレ等に注意してください。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

No.15,28

No.18

No.32,64

No.16

No.24

No.17,35

3. 集積計画の記載例④(2. 共通事項)

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年●月●日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

No.25,26

No.22,23

3. 集積計画の記載例⑤(経営管理の内容【別添1】)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
①	●●市●●	123	12	16	<p><経営管理実施権が設定される場合 パターン①></p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p>
	●●市●●	123	12	17	<p><経営管理実施権が設定される場合 パターン②></p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。</p> <p>○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギを2,000~3,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設を設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年●回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。</p> <p>○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	●●市●●	124	12	19	<p>※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。例えば、住宅地と隣接している森林であれば、第三者が当該森林に立ち入る可能性が考えられるため、進入禁止の立て看板の設置等の措置を講じる等を記載することが望ましい。</p>
	●●市●●	124	12	20	
	●●市▲▲	210	24	1	
②	所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	●●市●●	123	12	18	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を2回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	●●市●●	125	12	21	
	●●市▲▲	210	24	2	
③	●●市▲▲	212	24	3	

No.30

これは記載例です。
実際は、ひとつの記載に留めてください。

No.36

No.27,29

No.31

No.34,59

No.56

No.19

3. 集積計画の記載例⑥(金銭の算定方法【別添2】)

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林班	小班		
①	●●市●●	123	12	16	<p><経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、<u>実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</u></p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が<u>経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</u> ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。<u>なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</u> ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>
	●●市●●	123	12	17	
	●●市●●	124	12	19	
	●●市●●	124	12	20	
	●●市▲▲	210	24	1	<p><経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	●●市●●	123	12	18	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する<u>間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</u></p> <p>(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した<u>経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</u></p>
●●市●●	125	12	21		
●●市▲▲	210	24	2		
●●市▲▲	212	24	3		

No.39,40,41

No.47

No.44,46

No.45

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

No.43

その他の記載例

- 経営管理実施権配分計画が公告された後、速やかに行う
- 事業に着手する1か月前までに支払うものとする
など、地域の商取引の慣行に合わせて記載を検討してください。

4. 集積計画の公告・縦覧

- 市町村が集積計画を公告することで経営管理権が設定されます(公告されないままだと、経営管理権が設定されません)。
- 債権である経営管理権は、登記されるような権利ではなく、集積計画でしかその存在を確認することができません。広く縦覧することで、権利が設定されていることを公示し、トラブルを予防する必要があります(そのため、インターネットの利用等を推奨しています)。
- 公告・縦覧に当たっては、個人情報の保護の観点から、森林所有者等の氏名・住所・支払先等が公表されないように黒塗りにする等、十分留意してください。

経営管理権集積計画(記載例)

1 個別事項														
整理番号	集積	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)					(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.60	スギ	65	2019.4.1	20年(2039.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	[Redacted]	
2	同上	123	12	17	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照		
3	同上	123	12	18	山林		スギ	30	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照		
4	同上	124	12	19	山林	2.55	ヒノキ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照		
5	同上	124	12	20	山林		スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照		
6	同上	125	12	21	山林	0.62	スギ	41	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照		
7	●●市▲▲	210	24	1	山林	1.19	スギ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照		
8	同上	210	24	2	山林		ヒノキ	50	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照		
9	同上	212	24	3	山林		0.97	スギ	25	同上	同上	別添1の②参照		別添2の②参照
10														

- 公告・縦覧する際は、所有者の氏名や住所、支払いの相手方など **個人情報に関する事項は黒塗り**してください。
- なお、電子データ上で色を重ねただけでは、PDF編集でマスキング部分を取り除くことも可能な場合がありますので、インターネットにPDFを掲載する際は、紙に黒マーカした上でスキャンしたものを掲載してください。